

水産政策審議会企画部会
第61回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第61回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年7月13日（水）午前10時00分

閉会 平成28年7月13日（水）午前11時55分

2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 佐藤 安紀子 長瀬 一己 橋本 博之
浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範
水越 和幸

（特別委員）菅原 幸洋 関 いずみ 千葉 康則 中田 薫
米山 秀樹

3. その他出席者

（水産庁）長谷水産庁次長 大杉漁政部長 浅川資源管理部長
保科増殖推進部長 高吉漁港漁場整備部長 太田資源管理部審議官
中企画課長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長
神谷漁場資源課長 岡計画課長 武井資源管理部参事官
板倉増殖推進部参事官 大久保水産業体質強化推進室長
加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長
高瀬生態系保全室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第61回企画部会
議事次第

日 時：平成28年7月13日（水）10:00～11:55

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 国際的な資源管理の推進
- (2) 漁場環境の保全及び生態系の維持
- (3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	国際的な資源管理の推進	4
3	漁場環境の保全及び生態系の維持	18
4	閉 会	31

○企画課長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第61回企画部会を開催したいと思います。

最初に、恐縮ではございますが、自己紹介を申し上げます。7月1日付で企画課長職を拝命いたしました中と申します。今後、この企画部会の事務を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たり、長谷水産庁次長より一言、御挨拶申し上げます。

○水産庁次長 おはようございます。水産庁次長の長谷でございます。本日は、御多忙の中、審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

4月から水産基本計画の見直しに向けて御審議いただいているところでございます。前回からテーマごとに御検討いただくことになっておりますが、本日は第2回目ということでございます。国際的な資源管理の推進と漁場環境の保全及び生態系の維持についての御審議をいただきたいと思っております。

まず、国際的な資源管理のほうでございますけれども、マグロのような国際的な資源については、我が国のみならず、多くの外国漁船も利用しているということでございまして、これらの国際資源の持続的な利用ですとか我が国の漁業及び関連産業の維持・発展のためにも、国際的な資源管理体制での取り組みが重要ということで、我が国としては精いっぱいリーダーシップを発揮しているところでございます。

一方、周辺国との関係につきましては、昨日も国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所のほうで南シナ海に関する判断が出されました。あれは直接、漁業の話ではございませんでしたけれども、そういう判断が出されたのに対して、中国はそれを無視といたしまししょうか、それには拘束されないというようなことを言っております。

翻って、日本周辺を見ますと、いろいろな国と接しているわけでありまして、境界が確定している水域はほとんどないというような状況であります。海の上の争い、本当に扱いが難しいわけでありまして、そういう中で何とか資源を管理していかなければいけないというような話であります。近年は、従来、東シナ海だけでいろいろ問題になっておりましたけれども、中国船が三陸沖、道東沖のほうにも多数出てきているというような状況を踏まえて、新しい資源管理の取り組みというものが求められていると思っております。

次に、漁場環境の保全や生態系の維持につきましては、近年、これも関心が高くなっております。水産業における多面的機能を含め、沿岸沖合における漁場環境の保全や生態系の維持について対応を進めているところでございます。

これらのことにつきまして御説明をいたしまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、本日、どうぞよろしく願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

なお、本日の議事の進行に際しまして、御発言に当たっては、まず挙手をいただきまして、その後、挙手いただいた方に事務局よりマイクをお渡しいたしますので、その上で御発言いただければと存じます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中9名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを報告いたします。また、特別委員は11名中5名の方が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明いたします。水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされております。本日も傍聴者の方もお見えになっております。また、同規則9条2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

では、本日の配付資料を確認させていただきます。お手元に資料が2部あるかと思えます。資料1、これは国際的な資源管理の推進について、資料2が漁場環境の保全及び生態系の維持、この2部でございます。お手元がない方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、そのまま進めさせていただきます。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会における水産基本計画の変更に関する資料を木目調のファイルにとじた形で配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議論に入ります前に、前回、大森委員より、今後の部会ごとのテーマについて示されたいとの御意見を賜りました。その際、事務局からは、およそのイメージについてお示しできるかどうか検討すると回答いたしておりましたが、おおよそのイメージについて御説明させていただきたいと思えます。

まず、木目調のファイルのインデックス58の一番後ろのところに、資料1－3、次期水産基本計画の検討の視点という横紙の資料が1枚、綴じてあると思えます。これが、4月7日の第58回企画部会においてお配りし、御説明させていただきました、水産庁として考えております次期水産基本計画についての検討の視点を整理したものでございます。

その右端のところに検討の視点として六つの項目を示しておりますが、これらを順番に議論させていただきたいというふうに考えております。スケジュール的には、本日までの会合で一番上の資源管理の充実・強化という部分。来月以降、月に一度の割合で企画部会を開催させていただきたいというふうに御説明させていただいておりますが、8月には2番目の担い手の明確化と施策の重点化、9月には沖合・遠洋漁業、沿岸漁業の将来方向、10月には、すみません、ここはちょっと表現を変えておりますが、加工・流通・消費を通じた付加価値向上と輸出の促進、11月には漁村の活性と東日本大震災からの復興、12月には自給率や水産業における調査・研究・技術開発といったスケジュールで議論させてもらいたいと考えております。

大森委員の御意見に対する回答としては、以上でございます。

○大森委員 そうしたら、その件でよろしいでしょうか。

○企画課長 はい。

○大森委員 ありがとうございます。

この大きな枠組みの中で、どういった観点で、どういう議論の仕方をしていくかということについては前広に情報を教えていただければと思います。

基本計画は非常に多岐にわたっている。最終段階で自給率についてどうするかという議論が出てくると思いますけれども、今後の議論の個別のテーマをわかりやすく教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○企画課長 御意見、ありがとうございます。今、月1回のペースでこの企画部会を開催させていただきますが、その回ごとの内容についてどういうものを議論するのか、そういう問題意識については、前広に共有させていただきます。

また、全体について、その議論の構成等についても、まず12月までは各論点について一つ一つ潰すという形で議論を進めてまいります。1月以降、基本計画の取りまとめに向けては、また再度、それらの議論を集約した形で皆さんと共有させていただいて、それまでの積み上がった議論というのを共有した上で、その後の基本計画の取りまとめについて進めさせていただきたいというふうに考えております。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

それでは、前回の企画部会終了後に、委員・特別委員の皆様からメール等において御意見をお寄せいただいております。今後の事務局における検討の参考とさせていただきますので、それらについて、委員の方々との共有を図るため、企画部会の議事録の確認時にあわせて皆様にお示ししたいというふうに考えております。また、寄せられた御意見につきましては、この平場で出

された御意見と同様、議事録とあわせて縦覧に供させていただくことを申し添えます。

以上でございます。

それでは、ここからの議事進行は、馬場部会長が御欠席のため、東村部会長代理にお任せしたいと存じます。

東村先生、よろしくお願いいたします。

○東村部会長代理 ただいま御紹介にあずかりました、部会長代理の東村玲子です。本日、かなり蒸し暑いお天気ですけれども、会議室は結構爽やかな感じで、議論も進めやすいかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って議事に入らせていただきます。

本日の議題は、国際的な資源管理の推進及び漁場環境の保全及び生態系維持の2題となっております。また、本日の企画部会は12時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、初めに事務局より国際的な資源管理の推進について説明をお願いいたします。

○国際課長 おはようございます。資源管理部国際課長の黒川でございます。よろしくお願いいたします。説明は座らせて進めさせていただきたいと思えます。

お手元の資料、国際的な資源管理の推進について、資料1に沿って御説明したいと思えます。時間の関係もございませし、資料が大部でありますので、ポイントを絞りまして、要点をかいつまんで御説明したいと思えます。

まず、資料3ページでございます。国際的な資源管理は大きく分けて4分野でやっております。全体の関係がなかなかおわかりになりにくいかと思ひまして、総論という形でタイトルをつけておりますが、全体を貫く思想について説明している部分でございます。究極的な目標は、あくまで科学的根拠に基づいて持続的な利用を推進する。もう一つが海外の漁場を確保する。この二本柱が大きな目的であろうということでございます。

その背景となっております国際的な状況を4点上げてございます。まず、操業規制の強化ということで、これも若干行き過ぎ的な面ということになるのかもしれませんが、科学的な根拠に基づかない規制というものが進められていく傾向にある。さらに、その背景として、4点目と共通するんですが、環境保護の勢力による圧力がどんどん増えてきているということがございます。2番目ですが、これは入漁条件の入漁料の引き上げですとか、条件が我が国にとってどんどん悪くなっていく傾向にある。さらに3点目、先ほど次長の御挨拶の中にもございましたが、周辺国との競争の激化、特に中国、台湾、韓国などが念頭でございますが、そういった面があると。さ

らに、繰り返しになります。環境保護勢力の圧力が増大してきているということでございます。

これを踏まえて、その国際的な資源管理の推進ということで、四つの観点で進めていこうというふうに考えております。1点目が公海域での操業確保、2点目が周辺諸国との連携・協力、3点目が捕鯨の関係。これら三つの分野を後ろからバックアップするとき、非常に大きいアイテムとして海外漁業協力というものがあるということで、ここはちょっと矢印でつなげておりますが、こういった関係になっております。

以下、各論について御説明したいと思います。

5ページでございます。公海域での資源管理ということで、地域漁業管理機関、いわゆるRFMOと言ってありますが、魚種、海域ごとでこれだけ黄色い丸、四角がございませけれども、これだけの管理機関が今設立されておまして、それぞれいろいろルールをつくっているということでございます。

6ページに書いてありますのが、五つありますが、これはマグロの関係でございます。

7ページがマグロ以外の魚種ということで、七つ掲げてございます。これだけの管理機関。さらに、これに足りなくて、もっと設立していこうという動きがございませけれども、これだけのものでいろいろな議論を進めている。特に7ページ、右の下から2番目、北太平洋漁業委員会、NPFCという、これは去年設立をされまして、我が国が主導になって、特に北太平洋の公海域、サンマですとかサバですとか、そういったものを念頭に置いてルールをつくっていこうということで、新たに設立をしている機関でございます。

8ページが、その中で一番代表的な太平洋マグロの資源管理について御説明しております。御承知のとおり、太平洋マグロは我が国の食卓にとっても非常に重要である。世界のマグロ類の6割が、このWCPCの管轄というか、対象になっているエリアで獲られている。我が国が獲っているものの9割に当たるものをこの海域で獲っているということで、ここにおけるルールづくりというのが非常に大きい形になっております。現行の保存管理措置ということで、下の四角に書いてありますが、特に太平洋クロマグロについて(2)のところ書いております。これは前回やりました国内における取り組みの背景になっておる部分でございまして、こういった国際機関でのルールづくりを国内のほうでいかに実行していくかということになっております。

ただ、ちょっと戻って恐縮なんです。課題のところ書いてありますが、こういった中でもやはり島嶼国の発言が大きくなってございませし、また島嶼国の働きというか、実効がどうかということ、せっかく決めたルールがその抜け穴がないものにならないといけないという、その実効面での難しさというものもあるのが実態でございます。

こういった環境を受けまして、9ページ目でございますけれども、今後の方向性についてまとめております。やはり我が国が責任ある漁業国としてリーダーシップを発揮しなければいけないということは当然なんです、その中でこのごろ出てきておりますIUU漁業対策をいかに強化していくか。こういった地域機関の中でルールをつくって、IUU漁業国、もしくはそういうものを禁止しないような国をいかに封じ込めていくかということが大きな課題になっているかと思っております。そういった中で関係国との連携・協力というものが必要になってきております。先ほど出ておりますけれども、途上国の能力強化ですとか、逆に先進的な動きをしておりますEU、米国との連携、そういったものを進めていかなければいけないということでございます。

続きまして、11ページからが周辺国との関係でございます。中国、韓国、台湾とロシアということでございます。

まず、11ページが中国でございます。基本的に、日中漁業協定という協定を結びまして、それに基づいて相互入漁を実施しております。ただ、下に海域図をつけてございますけれども、ここで中間水域ですとか日中暫定措置水域ということで領有権の問題が絡んでおりまして、なかなか真ん中でしっかり線を引けない。そういったものを一定のルールのもとで相互入漁を実施したり、その中で相互入漁条件ですとか資源管理措置を協議しながらやっていくというようなシステムになっております。

その際の課題ですけれども、特に日本側のEEZにおいて中国漁船が違法操業をやっているような傾向にもありますので、そういったものの防止ですとか、我が国漁船が円滑にその操業機会を確保できるようなことといったことを確保するというようなことが課題となっております。

以下、基本的な図式は一緒でございます、12ページが韓国の関係でございます。韓国につきましても日韓漁業協定という協定がございまして、それに基づいて双方のEEZにおいて相互入漁を実施している。中国と同じように、共同委員会という双方の代表からなる機関を設けまして、相互入漁の条件ですとか操業秩序などについて協議をしていくということでございます。

課題でございますけれども、この海域につきましても韓国漁船の違法操業ですとか我が国の漁船とのトラブルがやはりございますので、それをいかに防止していくか。逆に、韓国側のEEZにおいて我が国の、主にまき網でございますけれども、我が国の船の操業機会を確保する。さらに、日本側の日本海の暫定水域、下の海域図で四角で囲ってある部分ですが、ここはズワイガニの漁場ですので、この海域の資源管理ですとか、韓国漁船がかごを何か置きっ放しにしたりして漁場を占拠しているというような問題をいかに解決していくかということをお話し合っている。ルールを決めるということも大事ですけれども、そのルールをいかに守らせるか。前回、ちょっと

お話ししましたけれども、いかに守らせるかということも含めて韓国側と協議をしていっているというようなことでございます。

続きまして、13ページ目が台湾でございます。台湾の場合、国交の関係がございますので日台の民間漁業取り決めという形をとってございますけれども、単純に申し上げれば、中国ですとか韓国の協定と同じような形で進めているということでございます。この取り決めの適用水域というものを定めまして、日台の漁業委員会という、政府と漁業者の方がそれぞれ入っておりますけれども、そのような委員会において操業ルール等について協議をしていく。この海域についても台湾漁船とのトラブルがなく操業できるようにするとともに、違法漁船の取締りであるとか、韓国側の漁業に伴って我が国の漁船に漁具被害があった場合の支援などを行っていっているということでございます。

14ページ、15ページがロシアとの関係です。ロシアの場合は、御承知のとおり、北方領土の問題があるので、これも非常に歴史的な経緯がある形ですが、これも我が国漁船の操業に関して、三つの政府間協定と一つの民間協定のもとで話し合いを進めている。その枠組みの中で負担として妥当なものとして漁業者の方が判断していただいた上で、一定の協力費などを支払うことによって我が国の漁船が操業できるような形の枠組みになってございます。では、そういった具体的な漁期ですとか漁獲量、さらにはそれに対する協力費をどういった形にするかということを経年話し合っているということでございます。

ここにつきましても、課題としては、そういった枠組みを毎年の交渉の中で適切なものにしていくということ。さらに、我が国、ロシア漁船に起因するトラブルを防止していくというようなことを課題にして、交渉を毎年進めているわけでございます。

16ページ、以上のまとめになります。繰り返しになりますが、あくまで、上の緑色の部分でございます。保存管理措置や操業ルールを適切に設置して、その遵守の徹底を図るということでございます。関係国が共同で資源管理をするというその暫定水域と呼んでいる部分ですけれども、それについても適切な資源管理ですとか操業機会の確保を行うとともに、投棄された漁具が我が国の操業の邪魔にならないように、防止措置ですとか漁具の回収なども行っていくというのが大きな課題でございます。

国ごとについては、ダブりますので割愛いたします。

18ページ以降がクジラの関係でございます。クジラにつきましても、前回、前々回などに若干お話ししましたけれども、改めて御説明いたしますと、19ページでございます。現状としてございますけれども、究極的な目標としては、鯨類の資源管理に不可欠な科学的情報の収集というこ

とのために鯨類捕獲調査を実施しておりますが、あくまでそういった科学的根拠に基づいて商業捕鯨の再開を目指していくということが究極の目標として掲げ続けていくということでございます。

課題ですけれども、やはり我が国だけが孤立するという状況は、当然のことながら非常に芳しくありませんので、資源の持続的な利用の支持国というものを、仲間をどんどんふやしていくということが大きな課題です。さらに、IWC、ことしの秋には2年に1回の本会合がございますけれども、そういった場においては政治的に感情的な議論がされる傾向にどうしてもございます。なので、あくまで科学的根拠に基づく建設的な議論、前回もちょっとお話ししましたがけれども、あくまでIWCのもとになっている捕鯨の条約というのは、商業捕鯨を前提にした鯨類の資源管理というものをいかに合理的なものを続けていくかということを目指してございますので、そういった観点からの建設的な議論をやっていこうということを何回も何回も主張し続けていかなければいけないということでございます。

さらに、下二つは実施の部分でございますけれども、御承知のとおりICJ判決が出ておりますので、これに基づいて南極海の調査を確実に実施していく。昨年度、新計画のもとでの捕獲を伴う調査、第1回目を行いましたけれども、それは12カ年計画で続ける予定にしておりますので、今年につきましてもそれを適切に行っていかなければいけない。さらに、北西太平洋の調査につきましては、現在行っております、いわゆるJARPN IIと呼ばれております計画が最終年に入っておりますので、これについて新計画を立てなければいけないということでございます。そのプロセスを適切に実施して行って、来年から円滑に新調査計画に基づく調査に移行できるようにしていこうということでございます。

以上が基本的な考え方なんですが、前回もちょっと委員から御指摘がございましたけれども、なぜクジラについてそこまでやるのかということでございます。注1のところを書いておりますけれども、クジラの場合は、非常に科学的な見地から日本が積極的に科学を積み上げて主張しておりますけれども、政治的な感情的な議論に流されがちだということがどうしてもございます。そういったものに仮に屈してしまうということになりますと、マグロですとかサメですとか、すぐに他の漁業、魚種についても、環境の観点からの必ずしも科学的な論拠に基づかない資源管理的なものをどんどん主張されるという傾向がどうしてもあります。そういったものを防ぐという観点から、クジラについて今の積み重ねというものをちゃんと科学的な観点から主張し続けなければいけないという背景がございます。ちょっと長くなりました。

20ページ、前回、御質問の中でございましたけれども、クジラと漁業の競合している関係につ

いて、今こんなことをやっているんだということを御説明する資料でございます。クジラによる漁業との競合問題、左側で書いてございますけれども、カタクチイワシ、サンマ、スケトウダラなどの商業漁業の対象種をクジラが食べてしまっているのが、平たく言ってしまえば、クジラを間引いてしまったほうがいいのではないかとということがよく言われてございます。これにつきましても、競合があるのは確かでございますけれども、では科学的にどのぐらいの競合状況にあるのかということをやはり立証していかなければいけないということもあります。現在やっております鯨類捕獲調査の中で、致死的な調査、捕獲して、その胃袋の中身を調べるということで内容の調査を行っております。

下に実際の写真、見ようによってはグロテスクに思われるかもしれませんが、イワシクジラの胃を割いたところでございます。右側がニタリクジラ。こういった形でどのぐらいの量を摂取しているのかということを見ながらデータを積み上げて、それを分析していくというようなことも、まさに鯨類調査の中でやっております。

下で書いておりますのは、そういった捕獲以外のところで、いわゆる非致死の調査。ICJの判決以降、こちらにも従前以上に力を入れてございますが、目視による資源量推定ですとか組織サンプルをとった遺伝解析、これは下の写真が皮膚標本を採取するための銃で撃っている、これは捕獲のためではなくて、皮膚標本をとるところの絵なんですけれども、こういったやり方で殺さずに調査をしていくということもやっております。

続きまして、21ページでございます。御承知のとおり、捕獲調査については反捕鯨団体からの妨害が非常に強うございますので、これについては関係省庁と連携して、水産庁だけではなく、政府全体として取り組んでいっているということでもあります。

あと、イルカの捕獲について、イルカはIWCの管理の対象外でして、我が国のイルカ漁業は、法令に基づき、なおかつ科学的根拠に基づいて行っております。それに対しても妨害がありますから、今申しましたようなことをちゃんと適切に発信していくというようなことを行っていくということでございます。下に写真等をつけてございますけれども、こういった妨害対策が行われているということの例でございます。

22ページであります。基本計画において今後どういう形で進めていくかという方向性ですが、これも繰り返しになります。緑色のところで囲んでございますが、あくまで科学的根拠に基づいて持続的な利用を促進するという観点で鯨類捕獲調査を確実に実施して、商業捕鯨の早期再開を目指していこうという観点で、下に掲げているようなことを進めていくということでございます。

続きまして24ページが、以上3点の分野を貫く海外漁業協力の推進でございます。国際協力の

分野は、全体として我が国のさまざまな活動に裨益するような形で進めなければいけないということで、政府全体のODAを進めておりますけれども、ある意味、漁業協力の分野はそれが非常にわかりやすい形で進めてございます。現状を書いておりますけれども、我が国の遠洋の主な魚種であるカツオ、マグロですとか遠洋底びきについては、大体、発展途上国の200海里水域が主な操業の漁場になってございます。そういった中で入漁料の引き上げですとか、現地はできるだけ自分の国にお金を落としてほしいということで、現地での水揚げ義務などをどんどん課してくるというような状況がございまして。そういったものをいかにソフトに、我が国シンパシーを持って交渉を進めるかという観点で協力を実施しております。具体的に、下の紫色のところに当たる四つのやり方をしております。インフラの整備、人材の育成、民間の観点からですと民間協力、さらには各国際機関等に対する拠出金の支出という、こういう観点で進めております。

今後の方向性、最後のページ、25ページですが、全体の目標とややダブるんですが、持続的な利用促進と海外漁場の確保のため、戦略的に漁業協力を行っていかうという観点で進めていくということでございます。

ちょっと大分はしりましたので、わかりにくい部分、くどい部分はあったかと思っておりますけれども、以上でございます。いろいろ御意見を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、御審議いただきたいと思っております。

資料についての御意見、御質問を受けたいと思っておりますが、何人かの方々に御発言いただいた後、区切りまして、まとめて事務局から御返答いただくという形で進めたいと思っております。

なお、十分な審議時間確保のために、委員の皆様からの御質問に関しては、事務局より可能な限りこの場で回答していただくということとします。また、御意見に関しましては、今後の事務局における検討の参考とさせていただくことにしたいと思います。

それでは、時間のめどといたしましては、議題1、国際的な資源管理の推進につきましては11時ごろまでと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、御意見、御質問のほう、いかがでしょうか。

では、大森委員、お願いたします。

○大森委員 まず、全体的なことなんですけれども、国際的な資源管理ということになりますと、もちろんこれは相手があることですから、難しいのはわかるんですけれども、具体的にどういうことをやって、どこに着地点を設けるのか、この基本計画の5年間においてどういうふうにして

いくのか、これが非常に見えにくい課題になっていると思います。その辺のところを最後の取りまとめまでに、具体的にどういった方向性に向けてやっていくのかということについていろいろお示しをいただきたいと思います。

個別のことにつきましては、最初の公海域等における資源管理の推進のところですが、8ページ、それから9ページにかけてということになるかと思いますが、9ページの④のハに、資源管理上問題がある国についてはR F M Oを通じた適切な漁業管理の実現を目指すということで、その括弧の中にN P F C海域のことが書いてありますけれども、W C P F Cにおけるカツオの問題について、その取り組みをどうしていくか。公海域上、それから島嶼国の近くにおける、カツオの資源管理をどうしていくのか。資源評価の我が国としての適切な情報提供とともに、カツオのことについてももう少ししっかりと示していただきたいというふうに思います。

それから、これは直接ここでは関係はないのかもしれませんが、クロマグロの資源管理の問題につきましては、国内では引き続き定置網漁業の資源管理のあり方のことについて、大変難しい問題ですので、研究・指導を引き続きお願いしたいということでもあります。

また、この周辺国との資源管理の推進であります。これについては、我が国の水産外交の姿勢というものは本当にしっかりとやっていたというふうに思いますけれども、やはり領土問題をはじめ、水産以外の外交問題に引きずられて、水産外交でも譲歩せざるを得ないという、こういう歴史をたどってきたわけであります。ですから、もう一度、水産を営むということが我が国の国土保全につながっているということを国として深く認識をしていただいた上で、このことを国民に大いに周知し、そのこともその5年間の取り組みとして位置づけをしていただければと思います。

中国・韓国との暫定措置水域・暫定水域が措置されて、実質的にはこの十五、六年、何も変わっていないに等しいわけであります。中国については、この操業機会の確保を推進することはもちろんありがたいことですが、中国と日本の隻数、これが余りにも差があり過ぎるわけです。中国で1万7,500隻以内、我が国は800隻以内で、実際こんなに入ってもいません。入れません。ですから、やはりこの水域で操業を確保するということがもう本当の喫緊の課題ということ強く強く交渉に当たっていただきたいということでもあります。ここをこの5年間どうするかということが非常に大事だと思います。

また、韓国につきましても、我が国のE E Z内に入ってくる韓国のはえ縄漁船、これのトラブルが頻繁に起きております。これは民間協議でやっているわけですが、もうなかなか明らかに明かない。そして漁業者も、この民間協議のたびに漁を休んでやらなければいけないという、

これは非常に負担もかかっております。やはり国がしっかりと主導してほしい。そういう取り組みができないか。

また、暫定水域についても、本当に全く動かない状況で、ここでいろいろ推進することについて書いていただいておりますけれども、まさに今までこれは何も動いていないわけですので、これももう民間協議を続けても、韓国側の漁業団体の方々も、資源管理のことについては意識はしていますけれども、では本当に具体的にどうするのかということについては前に全くいかない。これも民間協議の限界がある。このあたりもぜひ再考いただきたいというふうに考える次第です。

あと、私どもの関係団体のほうからの要請もありますので、この際ですからお願いしたいと思っておりますけれども、日中の漁業協定の6条で、27度以南の日本のEEZ内での中国の漁船の取締り、これが適用除外になっておりますので、ここのしっかりとした取締り強化と、それから我が国の漁船の安全操業の確保、この体制強化、これをお願いしたいということでございます。

台湾のことにつきましても、トラブルがなく操業できるような、適切な操業ルールの確保、これも民間協議でやっても非常に難しいところですので、しっかりとした国主導の解決というものが図られるということをお願いしたいということでもあります。

以上です。

○東村部会長代理 大森委員、ありがとうございました。

ほかにどなたか。

浜田委員、お願いいたします。

○浜田委員 浜田でございます。私からは、主に12ページの韓国関係のところから中国関係について意見申し上げます。

私がズワイガニ等の漁業団体に聞き取りの調査をした内容からいいますと、このズワイガニにつきましても、日本海では、漁業者は禁漁期間、それから解禁期間を設けて、資源管理を徹底しているにもかかわらず、日本が禁漁期間に韓国の漁業者が来て、その期間にカニを狙って獲ってしまうので、日本の資源が脅かされているという話を聞くのですが、しかし、韓国がなぜ日本の資源を狙ってくるかという裏側には、韓国の漁場には今、中国船が入ってきていまして、韓国の漁場のカニ自体を中国漁船が獲ってしまうことによって、韓国のカニの資源も枯渇しているという状況があつて、韓国漁船は日本近海のズワイガニの資源を狙ってくるしかないという状況があります。ですので、ここに韓国関係の日韓協定を99年に結んだと書いてありますが、それから15年以上たっております。中国関係のこの二国間協定も2000年ですので、15年以上、これでやってきてはいるのですが、その間に世界中の魚介類への人気と申しますか、需要は高まっております

し、資源の状況も変わってきておりますので、このあたりで日本が韓国に対して二国間協定をもとに厳しく対応しているだけでは、韓国の裏側の状況も考えますと、これを15年以上やっけていて変わらないということは、ここでひとつ三国間の協定を厳しく取り締まっていく方向で考えていただいたほうが、日本の漁場と日本の資源を守ることにもつながるのではないかと思います。

三国間以上の協定については国際協定で話し合うということもあるかもしれませんが、結局は、国際協定を結ぶ舞台に中国なり該当の国が上がってこないことには話も進まないわけですので、二国間協定でこれ以上やっけていても余り変化が見られないことにつきましては、三国間で協定の強化をして資源の管理に努めるなど、15年やっけてきて改善が見られないところについては、柔軟にその協定の見直しを図るなり、強化の対応をしていただくことが、結局、日本の資源を守ることにもつながるのではないかと思います。

○東村部会長代理 浜田委員、ありがとうございました。

では、もう一方、中田特別委員と、中田特別委員の御発言内容によっては、回答を入れるかもしれません。いずれにしましても、佐藤委員には次に発言をお願いいたします。

中田特別委員、では先をお願いいたします。

○中田特別委員 では簡単に。

一つは質問です。24ページ、現状の中で、水産資源や漁業の管理を環境問題の一つとして捉える流れというところ、ちょっとわかりづらいので、これについて御説明いただきたいということが1点。

もう一つは意見です。総論のところですが、科学的根拠に基づく水産資源の持続的な利用を促進すること、これは非常に重要なことだと思いますけれども、その前段として、水産以外の一般の人にもちゃんとアピールできるように生物多様性であるとか、それから生態系を保全するというのは、その生態系が提供するさまざまなサービスを持続的に利用するというところにあるわけで、水産資源というのは生態系サービスの一つなわけですから、それをみんなで持続的に利用していける、そういうことが非常に重要だということを前段でうたっていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございました。

では、佐藤委員までで一旦切らせていただきます。お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。今、中田特別委員がおっしゃったこととかなり重なります。3ページの総論のところ、前段として1、2とありますが、先ほどお示しいただいた、今年1年間かけて

考えなくてはいけないことの中で、一般消費者である国民から一番遠く、そして見えづらい議題がこの資源管理だと思います。とはいえ漁業という産業を考えると、一番ベースであり大切なことでもあるのがこの資源管理です。なぜ、一番大切なことが一般消費者からは遠く感じられるのか。それは「資源管理がどうして大切なのか」ということが消費者に伝わっていないからです。

国民のなかにはいろいろな意見があります。しかし水産庁としては「国民の食料に供するためには、資源の持続的利用が大切なのです」ということを、ぶれずに言い続けることが肝心だと思います。一般消費者の中には、何で海外の漁場まで行って魚を獲らなければいけないのという声があります。私どもの会は、食料としての水産資源を大切に思う人が多いのですけれども、それでもそういう声があります。ましてやマグロ問題に対して不理解であったり、クジラ問題に対しての理解が遠くなってきている現在、水産庁のぶれない立場と的確でわかりやすい説明、解説が必要です。国民にとって身近なこと、あなたと私の食卓から話し始めるようなことができないでしょうか。たとえば「水産資源管理の究極の目標は、皆さんの毎日の食べ物を確保し続けるということです。現在、皆さんの目の前には食べ物があり余っているように見えますが、食べ物というのは生産に関わる多くの人がさまざまな努力をした結果、得ているものです。そして、食料を得るためには、海では水産資源の持続的利用の方策が、また海外漁場に出かけて資源を確保することも必要です」というような、文脈になって進むと、理解が深まるのではないかと思います。

それからもう1点、こちらは質問です。国際関係の中で、北朝鮮という項目はあえて設けないのでしょうか。この点、お願いいたします。

○東村部会長代理 ありがとうございます。大森委員、浜田委員、中田特別委員、佐藤委員から御発言をいただきました。多くは御指摘事項ということで、今後の検討の参考とさせていただくことになるかと思いますが、質問も何点か出ておりましたので、事務局のほうから御回答をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○国際課長 非常に厳しい意見を含めて、ありがとうございました。

まず、御質問のほうからお答えしたいと思います。

24ページ、海外漁業協力のところの現状のポツの四つ目の水産資源や漁業の管理を環境問題の一つとして捉える流れというのは、確かにちょっとわかりにくい表現だったかと思います。ここで言いたかったのは、前のほうで言うておりましたことともややダブっておるんですけれども、要は、元来であれば、漁業の規制というのは漁業の資源管理という観点から科学的な議論をしていかなければいけないにもかかわらず、例えば、わかりやすい事例で申し上げますと、海鳥の混獲ですとか、それはそれで大事なことなんですけれども、それが漁業規制ということと余り過度

に結びつけて議論されてしまっているような傾向にあります。その結果として、例えば漁期ですとか漁法についてかなり制限がかかってきている。そういった観点はもちろん大事なんですけども、それはあくまで環境の観点からの規制であるべきであって、資源管理ということとは切り分けて議論しなければいけないということを我々は主張しております。そういった背景を書いたつもりでありましたけれども、わかりにくかったと私も思っていますので、以後、こういう表現は気をつけてやっていきたいと思えます。

あと、佐藤委員から北朝鮮のお話がありました。北朝鮮、御承知のような形で、国交といえますか、もともと国として我が国全体として非常に機微な立ち位置にかかっています。北朝鮮との関係がどうこうというのはなかなか正面から説明しにくいような点もございます。また、彼らが行っている漁業と我が国の漁業で何かやっていくというような体制にも当然ございませんので、そういった観点からここでは書いていなかったわけであります。

ただ、当然、北朝鮮の者が我が国のEEZ等に入ってきた場合の取締り等は行っております。必要であれば、そういった観点からまた御説明を改めてさせていただきたいと思えます。そういったわけで、今回は説明しなかったことには、ただいまのような背景があることを御理解いただければと思えます。

あと、大森委員、浜田委員から非常に中長期的な御意見がありました。カツオの問題ですとかを含めて、今後の議論の中で中長期的、特に基本計画のところでは着地点を見据えながら具体的にという観点につきましては、今後、この本日の議論をもとに基本計画を具体的に練り上げていく中で、お示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、個別の交渉で非常に行き詰まった限界があるという実態のお話がありました。我々もお聞きしておりますし、常々頭を悩ませておるところでございます。こういったところは、交渉を進めていく中で御相談をさせていただきつつ、さらに、長期的にどうやっていくか、基本計画の中でどこまで盛り込めるかということについても考えていきたいと思っております。本日はこのぐらいで御容赦いただければというふうに思えます。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様からの御意見はありませんでしょうか。

水越委員、お願いいたします。

○水越委員 一つは気づいた点で、もう一つは質問なんですけど、マグロ類の関係で、6ページ目に大西洋のマグロのことが書かれていまして、漁獲量が増えているという、漁期ごとに増えているというのはわかるんですけども、これはたしか、資源管理の結果、資源量が回復して、こう

というようなことになっているかなと記憶しております。そこら辺、管理ばかりではなくて、資源が回復すればこういうような漁獲枠がふえるようなことがあるというような、そういったようなところをもう少し強調したほうがいいかなというふうに思いました。それが1点です。

あと、質問は、15ページなんですけれども、15ページ目の③のほうなんですけど、流し網漁を禁止されて、今、曳き網を用いた試験的操業を実施しているんですけど、これは採算性がかなり厳しいというような一部見方もあるんですけど、そのあたり水産庁としてどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、私のほうから、3点、御質問及び意見を述べさせていただきます。

一つは、日中、日韓、日台、それからロシアと、二国間の中で資源情報、漁獲情報の共有というのはどれぐらいなされているのか。船隻交渉にとどまることなく、資源管理に向けた動きが少しでも進んでいるのかということをお教えいただきたいということと、申しわけありません、国際交渉の人材育成というのは、やはり水産庁の中でということ。もちろん水産庁の方がリーダーシップをとるのですから、その辺、力を入れていくという意味で捉えていいのかという御質問があります。

それから、捕鯨に関しては、先ほど説明もありましたけれども、捕鯨の位置付けというのは、何か今もっと科学的根拠に基づいた管理の、ある意味それがきちりここの捕鯨で行われないと、ほかのところへ波及していく、その一つの象徴的なものであるということをもっと、注とかではなくて、もっとどんと大きく書いて、きちりそこを国民の方、関係者の方にわかっていただく必要があるのかなという、最後は御指摘という形でさせていただきました。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

いらっしゃらなければ、事務局のほうで御回答もしくはコメントをお願いいたします。

○増殖推進部長 15ページのロシア水域の流し網の関係ですけれども、今年から流し網漁が禁止となって、現在、ロシア水域でできる漁法というのが、今お話のあった曳き網漁業、それからまき網、それから国内では使われていないんですけども、表層かごという漁法がありまして、そういう漁法の3種類がロシアの200海里水域でサケ・マスを漁獲してよい、現時点で、今年漁獲してよい漁法というふうになっています。その中で、日本でも経験があつて、比較的漁獲の可能性が高いのではないかということで、曳き網トロール、表層、中層のトロールですけれども曳き網を使った試験操業を今年、ちょうど、くしくも今日から実施することになっています。その中で、

御指摘のありました採算性がどうかということも含めて、国の委託事業という形で今取り組みを始めたというところで、この結果を見て、また採算とかを検討していきたいというふうを考えています。

○資源管理部長 資源管理部長でございます。二国間交渉を担当しております。先ほど各委員から中国、韓国、その他、いろいろ御意見いただきましたけれども、大森委員から民間ではなかなかからちが明かないということもいただきましたが、民間同士で話をしたほうがいい、現場の調整が合う分野と、それから国同士で話したほうがいい分野というのがありまして、それぞれ分担しながら交渉を同時並行で進めているのが実態なんですけれども、民間同士でなかなか行き詰まってしまった場合は国のほうで話したりとか、そこはケース・バイ・ケース、また柔軟に対応して、問題の解決というのを進めていきたいというふう考えております。

また、いろいろなトラブルという話がありましたけれども、周辺諸国ということで海を共通に使っていますので、それぞれでトラブルというのは発生しております。これにつきましては、交渉の場でそれぞれ、こんなトラブルが起きたということも話しながら、両国で解決ができるようにルールを決めていくということで話しているところでございます。

また、北緯27度以南水域の安全操業について話がありましたけれども、日本船の安全操業を確保するために、沖縄における取締り体制というのを強化しております。それで、そこで操業する日本漁船の安全操業というものについて、特に意を配することにしております。

また、浜田先生から三国間協定という話がありました。なかなかそれぞれの利害関係が違うので、次の基本計画に書けるかどうかということになりますと、ちょっと難しいかなというのが私の考えです。やはり三国間協定ということになりますと、三国が一致しないと協定ができませんので、そうすると、一致した部分というのは最小な部分といいますか、ごく限られた部分になってしまうということもありますので、今のところは二国間できちんと言うべきことは言っていくと。確かに中国と韓国との間でいろいろあって、日本に影響しているというのものもあるかもしれませんが、まずは日本の海域で起きていることについて韓国にきちんと言っていくと。いろいろな事情が相手国にあるかもしれませんが、それは相手国が解決する話だということを前提に言っていないと、なかなか解決の道が遠くなるばかりだというのが私の考えでございます。

また、東村先生のほうから科学データの共有という話がありましたけれども、それぞれの協議、協定の交渉と同時並行で、科学者のグループというのも議論を進めているという形でやっております。それぞれの国の資源調査のやり方とか、いろいろなサンプルのとり方、評価の仕方と

いうのは違うものですから、なかなか一致をしない部分もありますけれども、そこはやはりそれぞれ相互入漁の数字を決める基礎となるのが科学調査ですので、科学者の中で議論していただいて、できるだけ共通の方向が出るような形で毎年毎年議論していただいているところです。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、時間も11時を過ぎまして、まだ御意見のある方もいらっしゃるかと思いますが、まだ御意見のある方におかれましては、この後、事務局にメール等により直接御意見を伝えていただければと思います。

続きまして、議題2の漁場環境の保全及び生態系の維持に移りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の神谷でございます。資料2について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

この資料は、最初のページでございますけれども、漁場環境の保全、有害生物等々による漁業被害防止対策、海洋保護区の検討という3部の構成からなっております。

お手元の資料、最初が漁場環境の保全及び生態系の維持でございますが、2ページ目をお開きくださいませ。最初に、藻場・干潟の機能についてでございます。ここは広い意味でサンゴ礁も含めていますが、藻場は、魚類の産卵場所、また幼魚、稚魚の生育場等々の非常に重要な場所であるという、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている水域でございます。また、干潟につきましては、二枚貝等々の生息の場所であるとともに、これらの生物の働きによりまして海域の水質浄化等々の大事な役割を果たしているところでございます。

資料の3ページでございますが、現在の藻場・干潟の状況でございますけれども、近年では、環境悪化によりまして藻場・干潟、さらにサンゴ礁が減少し、水産資源の基礎的な生産力がこれによって低下していると思われまます。

下の資料となりますけれども、漁場環境の悪化状況でございます。昭和53年と平成19年を藻場及び干潟のそれぞれの面積で比較したのが下の図でございますし、また、一番右下のほうには、サンゴ礁の覆っている率を示した図でございますけれども、2000年当初に比べまして、サンゴ礁が覆っている率というのが半分以下に低下しているという状況でございます。

お手元の資料の4ページでございますが、これらに対する今後の対応方向でございます。一番下の対応の方向となりますけれども、藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造を推進するために、まずはそれぞれの海域におきまして藻場・干潟が衰退した要因というのを最初に把握し、

それらの知識をもとに、地方公共団体が実施する藻場・干潟の造成等のハード対策及び漁業者、地域住民等が実施する保全活動のソフト対策が一体となった広域的な対策を推進していく必要があると認識しております。

また、サンゴ礁につきましては、厳しい環境条件下にある沖ノ鳥島をモデルにいたしまして、サンゴ礁の回復技術の開発を推進してまいりたいとしているところでございます。

次のページでございますが、生物多様性に配慮した漁業の推進でございます。先ほど国際資源の管理のところ、中田委員初め、指摘がございましたところと若干関連いたしますが、近年では、漁業対象魚種の資源管理に加えまして、海洋生態系全般を考慮した漁業管理を求める動きが世界的に高まってまいります。漁業では、本来対象としない生物の混獲を伴う場合がございますが、その混獲種についての生物の資源量や個体数への影響を踏まえた混獲対策を講じる必要が年々高まっております。具体的には、真ん中の赤で囲った二つの囲みがありますが、サメ及び海鳥、ウミガメでございます。

サメにつきましては、混獲である一方、重要な水産資源としても利用されておりますが、近年、多分、日本以外の漁獲の増加によりまして、一部の種が減少傾向にございます。こういったものを受けまして、ワシントン条約で次々と附属書への掲載が提案される等、国際的にも保護というのが注目を集めております。これが非常に行き過ぎますと、はえ縄漁業そのものの存続が難しくなるという状況にございます。

また、海鳥、ウミガメにつきましても、海鳥ははえ縄漁業により混獲されております。これは海域によりまして海鳥の種類や混獲リスクも異なってまいります。ウミガメにつきましては、はえ縄漁業及び沿岸の定置網漁業によって混獲が懸念されておりますし、特にアカウミガメに関しましては、北太平洋における唯一の産卵場が我が国でございますので、これに対する日本の対応というのが注目されております。

対応の方向でございますが、各地域漁業管理機関におきまして、サメ類の資源状況及び漁獲状況の把握、完全利用の推進及び保存管理の推進を進めてまいりたいというのが1点でございます。2点目といたしまして、はえ縄漁業に対する海域ごとの実態を踏まえました海鳥の混獲回避措置の評価及び改善が必要となってまいります。3点目ですが、定置網漁業及びはえ縄漁業におけるウミガメの混獲実態の把握及び回避技術の開発・普及が必要となってまいります。

次のページをお願いいたします。有害生物や赤潮による漁業被害防止対策の推進ということで、7ページとなります。ここで申します有害生物というのは、特に大型クラゲ、トド、ザラボヤ等を想定しておりますが、これらによる漁業被害が近年顕在化しております。地域によっては漁業

経営に深刻な影響をもたらしておるところでございます。具体的に申しますと、トドやザラボヤによる漁業被害は、広域化かつ増加傾向にございますし、これまでの対策では、コストや労力に限界があることから、効率性を高める手法の開発も必要となつてまいります。また、一旦大量発生すると甚大な被害が想定される大型クラゲにつきましては、発生・来遊予測の精度を高めることが重要となつてまいります。

では、次のページをお開きください。8ページでございますが、具体的にどのような対策を推進していくかの方向性についてでございますが、現在は、真ん中にございますように、大型クラゲにつきましては国際共同調査、トド等につきましては調査及び発生状況の情報提供をしております、さらに、技術開発によりましてトドの追い払いの実証やザラボヤ付着のモニタリング体制等々をやり、さらに、有害生物の被害を実際どうやって軽減するかという対策事業という4本の柱で進めておるところでございます。

今後とも、これらの防止対策につきましては、国と地方公共団体との役割分担を踏まえて、より効果的かつ効率的に推進してまいりたいと認識しております。これに必要となります、従来の被害対策や各種対策の基礎となります調査を継続しつつ、この効率性を高める手法の開発・実証に取り組む必要があるかと認識しております。

続きまして、9ページでございますが、赤潮等による漁業被害防止軽減対策の推進でございます。現在、有害赤潮によります養殖魚介類の斃死、珪藻赤潮等による養殖ノリの色落ち、さらに貧酸素水塊による貝類の斃死など、大きな漁業被害が発生しております。また一方で、瀬戸内海を中心といたしまして、窒素やリンなどの栄養塩類の濃度の低下が海域の基礎的な生産力を低下させ、それがまた養殖ノリの色落ちや魚介類の減少の原因となつておる可能性も指摘されております。

次のページをお願いいたします。これらに対する対策でございますが、これまでも赤潮につきましてはモニタリングや発生動向の予測等を中心とした予察という柱及び防除という二つの観点から対策を進めてまいったところでございます。

具体的な対応の方向としては、これからもこの基本的な方向を踏襲しつつ、より迅速な赤潮情報の提供が肝要かと認識しております。より簡易、安価かつタイムリーに赤潮・貧酸素水塊を把握するための手法の開発、さらにモニタリング技術の開発と動向予測を推進する必要があると認識しております。予察に加えまして、一歩進みまして、赤潮を直接消滅させるような技術及び回避技術等の手法の確立というのも引き続き努めてまいらなければならないと思っております。赤潮対策と並行いたしまして、貧栄養に対する対策といたしましては、適切な栄養塩の管理によりまして

海域の生産力を向上させていくことが必要でございまして、これは最近指摘が始まりましたので、より実態把握についての必要な調査を強力に推進していくことが必要であろうと認識いたしております。

次の課題でございまして、産卵場の保護や資源回復の手段としての海洋保護区の積極的活用ということで、12ページとなります。これまで漁業の管理というのは、種類ごとに管理を実施してまいりました。一方で、環境保護運動の高まり、また認識の変化等もありまして、海洋生態系全般を対象とした生態系のアプローチへのより高い考慮を求める動きが高まりつつあります。具体的に申しますと、生物多様性条約等におきましては、生物学的な重要な海域の特定や海洋保護区というものを拡大し、これをネットワーク化する動きが求められております。2010年に生物多様性条約の締約国会議におきまして、平成32年までに締約国はそれぞれの国の海域の10%を海洋保護区により保全することが合意されたところでございます。ちなみに、現時点での我が国の海洋保護区の比率となりますと、8.3%となります。

海洋保護区と申しますと、どうしても全般的に漁業を禁止する禁漁区というのをイメージしがちでございますけれども、真ん中の黄色く覆ったところでございますように、海洋保護区には、全面的に禁止する区域以外にも、漁業者の自主的な共同管理等によって生物多様性を保存しながら資源を持続的に利用していくような海域も含まれ得るということになっております。その上の表にございますように、これに基づきますと、我が国での海洋保護区に該当する区域といたしましては、自然公園や保護水面、また漁業法に基づく共同漁業権の区域も含まれ得るということとなります。

これらを踏まえまして、今後の対応の方向でございまして、水産資源の保存管理の手法として、海洋保護区の適切な設定と管理の充実の推進が必要であろうと認識しております。具体的には、持続的な利用を目的としました海洋保護区の必要性の浸透をより図っていく必要がありますし、あわせて漁業者の共同管理等による海洋保護区の活用の推進を進めてまいりたいというふうに認識いたしております。

以上が漁場環境の保全及び生態系の維持でございまして。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、御審議いただきたいと思っております。時間の目処といたしましては11時55分ごろまでと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、各委員の方々、御意見を。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 では、2点、御質問なんですけれども、大変重要なテーマだと思うのですけれども、こういうことを政策として考える場合には、内水というか河川というか、そこでも当然漁業はやっていると思われまして、そういう環境という意味でも、海の環境という意味でも重要である。さらには森林もあると。ちょっとその話が全く出てきてこないというのもありましたので、どこかほかのところに出てくるのか、あるいは何かつけ加えていただけるんだったら少しつけ加えていただきたい。これが1点です。

それからもう1点は、8ページですが、この対応の方向のところ、国と地方公共団体との役割分担を踏まえて、こうあるんですけれども、これは何か法律の条文に書いてあるような書きぶりで、それは当然そうだろうなということでもありますので、こういうふうに掲げて計画ということというふうになれば、具体的にやはり国としてというか、政府としてこれをやりますというようなことを述べたほうが、いかにもこれだけでは具体的に何が決められたのかわからないとか、議論しているかわからないという形になるので、少しもうちょっと何が、地方公共団体がやるべきことをやるのは当然であるわけですから、政府として、例えば具体的に対策防止で何をするかみたいなことが出たほうがわかりやすい、あるいはこの場で議論しやすいということなので、一応そこを具体的なことをお伺いしたい。2点、ちょっと伺います。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

千葉特別委員、お願いいたします。

○千葉特別委員 関連するんですけれども、やはりこの河川からの栄養塩・土砂の供給量の減少というのは、今言われた方と同じように、これは海の問題としてではなくて、これは陸地からの影響が非常に大きいんですね、河川、森林。それから土砂の流出が少なくなったのも、これは高度経済成長時代に砂防ダムをどんどん造ったと。そこに土砂が今堆積して、砂防ダムの意味をなくしているということが現状で、自然に少しずつ土砂が流出して扇状地をつくり、干潟を造るといった状況がなくなったというのが現実です。ただし、それを今どうしていくかというのは、海だけで考えるのではなく、やはり河川、森林、そういったことと総合的に考えていかないと、この藻場を幾ら造っても、人工的にそこだけを造っても、河川環境、森林の環境が悪くなれば、せっかく造ったものもまただめになるということで、この辺は少し内陸の影響、排水の関係、それから富栄養化という問題もありますので、生活排水、そういったものの影響、工場排水の影響というのがあると思います。

それからもう一つは、これは日本だけではなく、大陸の河川から流れてくる科学的物質排出関

係、そういったのが海に非常に影響を与えていて、赤潮とか、それからエチゼンクラゲの大量発生もそういった問題に起因しているところもあるので、国際的にそういった河川から海への流入に対する規制とか、そういったものをやはりしていかないと、こういう問題はなかなか解決しないのではないかと思いますという意見です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

では、菅原特別委員、お願いいたします。

○菅原特別委員 私からは、3ページ、4ページについてなんですが、特に4ページの藻場・干潟保全の今後の対応についてなんですけれども、ハード対策ということで、一度造成されれば、こういったものは恒久的な利用が期待はされるんですけれども、ソフト対策の部分なんですけれども、ウニ駆除や、最近では海底耕うん、また干潟の耕うんなども今行われておるんですけれども、こういったことについては、やはりある程度の成果が見えるまではいろいろと対策をしていただきたいと思います。2年や3年ではこういったことはなかなか成果が見えにくいものですから、今後の対応に国を挙げて取り組んでいただければと思います。これまでも環境生態系事業や多面的事業などによる御支援で活動を継続して発展することができておりますので、こういったことがストップしていかないように、引き続き国としても役割をしっかり発揮していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

では、関特別委員、お願いします。すみません、関特別委員で一端切らせていただいて、平野委員、後でお願いいたします。

○関特別委員 ありがとうございます。質問ではなくて、ちょっと感じたことを述べさせていただきます。12ページの真ん中からちょっと下の黄色いところに書かれていることはとても大事なことだと思っています。環境保護ということと漁業というものは相反するものではないということだと思ふんですけれども、こういう思想が全体に貫かれていたらいいなというふうに感じました。漁業、特に沿岸漁業というのが地先の海の生態系の一部に位置づけられるような、そういう漁業のやり方をしなければいけないということはもちろん前提としてあるんですけれども、そういう思想というものが一貫して流れているのはいいなというふうに感じましたので、述べさせていただきました。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

平野委員にはお待ちいただいて、いろいろ御意見がありました。御質問もあったかと思いますが、現時点で、御質問については御回答、それからコメントに対して何か事務局から御発言いた

だけることがあればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○漁場資源課長 ありがとうございます。橋本委員の2点の質問でございます。内水面というのは当然書く必要があるというのは認識しております。これからの検討のときに内水面というものを十分含めてやっていきたいと思っております。その関連で、森林等々のどこまで奥行を持って書けるかというところも、十分考慮に入れて検討させていただきたいと思っております。

2番目の害獣対策の国、地方の役割分担という表現ぶりについては、十分御指摘は認識いたしております。具体的には、広域的な統一、広域かつ統一的な、例えば新技術開発とかというようなものについては国が基本的に行い、それぞれの県で単独でできるものについては県がやるということなんですけれども、そののところも認識を踏まえてしっかり考慮していきたいと思っております。

あわせて、千葉特別委員の御意見も、橋本委員のと共通するところがございます。河川、森林という奥行のところにどこまで踏み込めるかというのと、あわせて日本以外の国際的な話というのの観点というのでも十分承りました。

それと、菅原特別委員のソフト対策のある程度成果が見えるまで継続していくべきだという点につきましても、基本的には我々もそういった認識で事業を推進しておるところでございます。

最後に、関特別委員の12ページの生態系と漁業の部分につきましても、まさに我々としてもそういった認識で物事を進めていっておるところでございます。要は、生態系があつての沿岸漁業であると。ただ、これが国際的になりますと、どうしても過度な動きということもありますので、そのところのバランスをどういうふうにとっていくかというところはありますけれども、委員の御指摘の方向というところは、我々としても認識を共有しておるところでございます。

○計画課長 計画課長でございます。今、資源課長のほうからもうかなりの部分、御説明いただいたんですけども、陸域の森林、河川との関係が1点ですね。海、川、森は一体だということで、橋本先生、千葉先生、御指摘のとおりなんですけれども、特に私ども、干潟の整備の関係で、河川の土砂の流下が減っているということで、4ページの資料をちょっと見ていただきたいんですが、漁場整備の観点から、昨年度、有識者の委員会を設置しまして、藻場・干潟ビジョンというのを検討しました。その中で河川から提供される土砂をやはり適切に流下していただきながら、干潟の整備を一体となってやっていくことが重要であると整理しました。今後、この基本計画の中にどれだけ盛り込んでいくかという検討とあわせて私ども、漁港、漁場整備の観点から長期計画というものを並行して検討することになっていまして、漁港漁場分科会のほうに別途諮問することになっていっていますが、そちらのほうでももう少し突っ込んだ検討をしていきたいというのが1

点でございます。

それから、菅原特別委員からございましたソフト対策の継続ですね。これは水産多面的機能発揮対策事業を私どもは実施しておりますので、当然、ハードで整備した効果を継続的に発揮していくために、引き続き多面的事業によりしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

回答のほうはもうよろしいですか。

では、今、大森委員から手が挙がりましたが、平野委員に続いて、大森委員にお願いしたいと思えます。

○平野委員 平野でございます。3ページ目についてちょっと質問なんですけれども、近年、河川からの栄養塩・土砂の供給量の減少というようなことが書いてありますけれども、真ん中の右側の写真、干潟への泥分の堆積というふうにありますけれども、ここは矛盾はしないのでしょうか。

それから、泥がたまって環境が悪くなっているというのはわかりますけれども、これの対策としてはどういうことがあるのかというようなことを教えていただきたいと思えます。

それから、漁場環境の悪化状況で3年分のグラフがありますけれども、これは、すみません、19年と申しますと、割と長い時の流れから見たら、ちょっと前というふうに思っているのかもしれませんが、こういうところに出す場合は、できれば24年、25年あたりの近々のやつがあれば、もっとありがたいかなというふうに思いました。それによって減少傾向が今はどうなのかというのが見られると思えます。

あと、ページが飛びまして、12ページなんですけれども、海洋保護区というのは非常にすばらしい考え方だと思います。そこの対応の方向性として、具体的に、ポチの1番目なんですけど、持続的な利用を目的とした海洋保護区の必要性の浸透を図るということが書いてあるんですけども、この必要性の浸透を図るということの具体的な方策のほうを書きただけだと、もっとありがたいかなと思いました。この必要性の浸透は、その保護区をつくる場所の方々なのか、それとも海洋保護区というものを国民全体に知ってほしいということなのかちょっと、ここも質問させていただきたいと思えます。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

大森委員、引き続きお願いいたします。

○大森委員 今、平野委員もおっしゃったように、全体的に5年後の出口を踏まえた具体的な対応をどういうふうにしていくのか、ここが余り明確になっていないと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、前回議論された資源管理のことと、この漁場の保全、この漁場環境というのは非常に関連性があるわけです。漁場環境の中でも、漁場づくりとともに、大規模な広域種の種苗放流といったものと漁業者自らの資源管理というものがセットになって、資源の保全がなされていくというふうに考えておりますので、取りまとめに当たっては、個別にまとめるのではなくて、そういう関連性というものをしっかりと整理する形でお願ひしたいというふうに思います。

それから、有害生物のところは、もちろん大型クラゲ、ザラボヤ、トド、それぞれの地域でこういった大変な影響、被害があるわけですが、一方で、全国的には、ミズクラゲとかアカクラゲとかヒトデ、こういった被害も常態化しております。こういった偏った生態系が形成される要因の研究、それから駆除に対する支援、これも、やはりこういった広がりが出てきているものについての対応というものが必要ではないかというふうに考えます。

また、トドにとどまらず、アザラシとかオットセイとかいう海獣の被害について、被害の軽減対策なり、それに伴う支援の施策の拡充・強化、これも非常に大事なことだと思いますので、種の保全とか難しい問題もあるとは認識しておりますけれども、被害に遭ってしまう漁業者にとっては本当にこれは避けられないことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後の12ページは、まさに皆さん、おっしゃったとおりだと思いますし、関特別委員が先ほど申し上げたことに私も全く同感であります。最後の対応の方向性で、適切な海洋保護区の設定10%の目標に対して8.3%という、では1.7%をどういうふうにしていくのかと。海洋保護区は漁業者の自主的な共同管理等によって、生物多様性を保存しながら資源を持続的に利用しているような海域も含まれ得ることをしっかりと踏まえた上で、どういう対応がされていくのかということを慎重に示していただきたいというふうに思います。

以上であります。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

中田特別委員の次に、佐藤委員、お願いします。

○中田特別委員 大森委員がまさに聞かれたんですけれども、1.7%についてどう考えるか。やはり水産庁として戦略的にそのところは考えて表現して行ってほしいと思います。

あと、細かいことを幾つか言っていきます。まず、I-1の藻場・干潟の保全ですけれども、藻場やサンゴ礁には、ナーサリーとしての重要性があるわけです。例えばトラフグなどでしたら

砂浜域もが重要です。だから、その前段としての藻場・干潟、珊瑚礁の前にナーサリーの重要性を先に強調していただけるといいかなと思いました。

それからもう一つ、干潟のいろいろな資源を考えますと、例えばアサリ一つを考えても、シンクとなる場所、ソースとなる場所、あるいは種を出すところ、受け取る場所というのがあると思います。どういうところを保全していくのかということを考えてみると、まずソースとなるところ、次いでシンクといった、そういう戦略的な保全方法というのをきっちり考えていくということが重要だと思います。

あと、赤潮等の話で、貧栄養の話が出てきました。環境省の会議などに出ていきますと、貧栄養というのは本当ですかという議論が出てきます。ですので、やはり水産としては、本当にこういう影響があるということのをきっちりデータとして示していくことが重要だと思っています。このところをよろしくお願いいたします。

さらに、栄養塩のいろいろな対処方法が書かれていますけれども、瀬戸内海だったら、かなり広い海域で、いろいろな条件がありますから、「湾・灘ごと」ということをきっちり書き込んでいただきたいと思います。

最後に、10ページの有害赤潮の直接消滅についてですけれども、いつも気になるのが、2の③に書かれている殺藻微生物の利用という書きぶりです。何となく、一般の人が見ると、ちょっとぎょっとする言葉だと思うんですね。今、例えば研究のほうでも、植物プランクトン同士のアレロパシーというか、違う種類が違う種類を忌避するような物質に関する研究も進み出しています。ですので、「生態系の中で普通に見られる機能」を利用して有害赤潮の被害を減らしていくというような書きぶりもあるかなと思いました。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。「海は国民の財産である」というような一文をぜひとも入れていただきたいと思います。白書の中には実に多彩、多様な要素があるかと思いますが、この1冊の中で大きな視点から、そして原点について書けるのはこの單元ではないかと思い、発言申し上げます。

特に今回の白書は、日本人と海、というような哲学的な文章から書き起こしていただけたら国民の理解が深まるきっかけになると考えております。四方を海に囲まれた日本にとって海はどんなに大切な存在であるか、その海から我々は食料を得てきたが、この100年で海と日本人の関

わりはどのように移り変わったか。私たちをとりまく海は今どうなっているのか、これから人々の暮らしに海はどうかかわっていくのか、というようなことが書かれたものにならないでしょうか。まず冒頭に日本列島の山の上から海の底までを見通したような書きぶりがある、その中にいろいろな施策を書き記す、というような全体の流れがあると、水産行政がこれまでどのような努力をしてきたか、それが国民の生活にこれだけの良い結果をもたらした、ということが伝わるとと思います。課題は時代ごとに随時出てくるものですが、海洋立国である日本において、これだけの努力がなされてきたということを国民に伝えるものになってほしいと希望します。また、国民にとっても、政府だけの課題ではなく、自分たちの課題にもなるのではないかと思います。

それから、12ページをお願いします。海洋保護区については、国際的な会議、いろいろな会合の中で聞きますと、あたかも日本がなんの努力もしていないかのような意見が多々聞かれます。日本国内でもそういうことを言っている方々がたくさんおられるようですけれども、昔から今に至るまで、日本は全国の漁場でこれだけやっているんだということをはっきりとわかりやすく伝えるべきです。そのためには、やはり見える化が肝心です。やっているのだから文句を言われる筋合いはない、ではなく、事実をどのように伝えるかということも大切だと思います。

日本は世界で6番目に広い海を持っています。実に広い海です。その中で自国海域の10%というのは全体を指してのことなのか、どこまで指してのことなのか、それは諸外国と比較してどれだけなのか、ということが一目でわかるような形にできないものでしょうか。10%が目標だけでも今現在は8.3%ですと言ったとき、それはこれだけの広さなのですかということが示せるといいし、その8.3%の海で人々がどのようなことを積み重ねてきたか、ということがわかるようにできないか。一目でわかるとは言わないまでも、こんなことがなされてきたのかと理解できるような見せ方というのはいくらでも工夫の仕方があろうかと思います。ぜひこれからの資料の中には、海洋保護区の分野においては見える化の工夫を考えて頂きたいと思います。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、このあたりで一旦、締めまして、事務局のほうから、御質問に対しては御回答、御意見に対してはコメント等をよろしく願いいたします。

○計画課長 計画課長です。まず、平野委員からの御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

資料3ページ、河川からの流下土砂が減って、干潟が影響を受けているということと、一方で泥分が堆積していること、これは矛盾するのではないかと御指摘だと思います。アサリ等に

とって必要な干潟というのは、やはり粒度であり、砂が重要であり、それが、ダム等、河川整備によって大きく減っているのが実状です。ですから、干潟整備と申しますか、漁業サイドとすれば、従来どおり、健全な流下土砂が欲しいというのが実態でございます。

一方で、こちらのヘドロについては、例えば今回の例で挙げますと、今回の熊本の大地震で阿蘇山の斜面が崩壊しました。それが大雨によって河川に泥として流れ込み、河川を伝って沿岸の干潟域に堆積する。アサリ等にとっては、良質な砂の表層に泥分がたまりまると、やはり呼吸ができなくなり、普通、10センチぐらい堆積すると死んでしまうというようなことも言われていまして、そういう面で泥が流れてくると、これはマイナスの効果があるということでございます。ですから、両面でその対策は必要だと理解しております。

それから2点目、藻場・干潟のデータですけれども、平成19年度のものまでしかございません。これは我々も非常に問題と認識していますが、実は、これ以降全国ベースでのデータがとれていないというのが実態でございます。従前は、環境省が全国ベースの調査をされていたのですが、最近それがされていない。このため、これを把握するには、水産庁みずから全国の都道府県等にアンケート等をお願いするしかないという実態でございまして、できるだけ直近のデータの把握に引き続き努めてまいりたいと思います。

それから3点目は、中田特別委員の方から藻場・干潟の整備においてソースの場の保全というようにお話がございました。私ども、漁場整備において、最近の水産生物の生活史を追いかけ、どこで産卵するか、どこで稚魚が大きくなるか、どこで大人になるかと、可能なものについてはそういった生活史を把握して、特に産卵や幼稚子の生育となる場の保全を重視して対策を検討するようなことを行っておりますので、これは参考までに御報告しておきたいと思っております。

○東村部会長代理 事務局から、神谷課長、お願いします。

○漁場資源課長 では、引き続きましてお答え等をさせていただきます。

まず、12ページの海洋保護区でございますが、これは、平野委員、大森委員、中田特別委員、佐藤委員からコメントをいただいております。

最初に、平野委員の必要性の浸透とは何かという点でございますが、これは、今回、あえて黄色い部分で書きましたように、まず海洋保護区と申しますと、全面禁漁区だというような意識がまだかなり強いというのがございます。そういった意味から、まず、そういうものではないんだという意識を変えて、それから進めていくということが必要になるという点で、このような必要性の浸透というのを書いたところでございます。

これに対しましては、佐藤委員が御指摘のように、見える化や一目でわかるようにというよう

なものも含めて、どういうふうに、そんな悪いものではないんだと、むしろ必要なものだというのがわかるように取り進めてまいりたいと思います。

それを踏まえた上で、大森委員や中田特別委員からございました、では残りの1.7%をどういうふうに設定していくかというところは、まさに中田委員から言われましたように、戦略的にどういうふうにやっていくかというところが必要になろうかと思えます。

次に、有害生物につきまして、まず、大森委員から指摘がございました、7ページかな。ミズクラゲやヒトデ等、その他のものもいろいろ発生しているということで、当然、こういった何が引き金でこういうふうに発生したのかというのは調べていく必要があるかと思えます。一方で、トドにとどまらず、アザラシやオットセイ等、他の海獣被害という部分も確かに発生しておりますけれども、またここは国と県との役割分担というところにも微妙に引っかかってくる部分がございます。一つの県にとどまるような部分というのは、どちらかといえば都道府県のほうで主体的にやっていくというようなところが、これまで関係者との間ですり合わせができています。また、それに基づいて、我々、トドやザラボヤ等について対策を進めているところでございますので、こういった点も踏まえまして、御指摘の点も十分考慮しながら対応させていただきたいと思っております。

中田特別委員の御指摘の貧栄養について、データで示すことというところ、まさにそういったわかりやすいもの、また根拠を持った対応が必要になろうかと思えます。

あわせて、10ページの防除の欄の2番の③、赤潮殺藻微生物の利用というところですが、ここは表現方法をまた委員なんかとも相談させていただいて、適切なものを使っていきたいと思っています。

以上でございます。

○東村部会長代理 ありがとうございます。事務局のほうはよろしいでしょうか。

それでは、もう少しぐらい委員の方から御意見、御指摘を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員、お願いいたします。

○細川委員 細川でございます。私は素人ですけれども、2ページ目に干潟の主な役割というのが書かれていて、こういうような表現が私にとっては非常にわかりやすいので、できればこういう形でいろいろなところを掲載していただければなというのが一つです。

それともう一つは、いろいろなことで魚が獲れなくなったりだとか、それから獲れるようにするためにこういうことをやりましたというのはわかるのですけれども、具体的な数字というのは

一切出てきていないのですよね。だから、できれば、施しをやることによって漁獲量がこのぐらい増えましたよというようなものがあると、わかりやすくなるのではないかと。

それから、例えば、8ページのほうにトドの上陸場調査だとか、追い払いに使用だとか、こういうのも書いてあるのですが、これによりどれだけのコストがかかったのかということも私のほうでは全くわからないので、その辺のところの例をもう少し出していただけると理解しやすいかなというふうに思います。

以上です。

○東村部会長代理 ありがとうございます。

細川委員の御発言に対して、事務局より何かございますか。

では、御意見を賜ったということによろしいでしょうか。

おおむね意見も出尽くしたかなということですし、時間も参りましたし、質疑はこの辺で終わりたいと思います。まだ意見のある方、もう少し言いたいという委員におかれましては、この後、事務局にメール等をいただくことにより、直接御意見を伝えていただければと思います。

それでは、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

○企画課長 事務局から報告させていただきます。

本日は御審議ありがとうございます。本日もいただきました御意見を踏まえまして、水産基本計画の骨子案の取りまとめに生かしていきたいと考えております。

今後の企画部会の日程ですが、次回は8月5日の開催予定となっております。お忙しいこととは存じますが、御出席方、お願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言、御指導をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○東村部会長代理 それでは、その他、この基本計画にかかわる今回の資料1、2以外、その他、特段、どうしてもこの場で発言したいという方がいらっしゃいましたらと思いますが、ありませんね。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。